

第**81**期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1 5階
日本橋三井ホール

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

目次

招集ご通知

第81期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	9
第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件	14

議決権のご行使についてのご案内	28
-----------------	----

(添付書類)

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	30
2 会社の株式に関する事項	40
3 会社役員に関する事項	43
4 会計監査人に関する事項	45
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	46
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	49
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	51

連結計算書類

連結貸借対照表	52
連結損益計算書	53
連結株主資本等変動計算書	54

計算書類

貸借対照表	55
損益計算書	56
株主資本等変動計算書	57

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	58
会計監査人の監査報告書 謄本	59
監査等委員会の監査報告書 謄本	60

証券コード 8609

2019年6月6日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号

株式会社 岡三証券グループ

取締役社長 新 芝 宏 之

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、後述いたしますご案内の方法により2019年6月26日(水曜日)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階 日本橋三井ホール ※昨年と会場が変更されております。 (ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

【お知らせ】

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	かとうてつお 加藤哲夫	取締役副会長
2	しんしばひろゆき 新芝宏之	取締役社長
3	たなかみつる 田中 充	取締役 戦略部門担当（グループCSO）
4	しんどうひろゆき 新堂弘幸	取締役
5	むらいひろゆき 村井博幸	



候補者
番号

1

か とう てつ お
加 藤 哲 夫

1948年2月1日生

- 所有する当社株式数 569,147株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

略歴、当社における地位および担当

1970年 5月	株式会社三菱銀行入行	1995年 6月	取締役副社長就任
1986年 6月	当社入社	1997年 6月	取締役社長就任
1986年12月	取締役就任	2014年 4月	取締役副会長就任
1989年 6月	常務取締役就任		現在に至る
1991年 6月	専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

加藤哲夫氏は、1997年に当社取締役社長に就任し、2014年より当社取締役副会長をつとめております。長年にわたる経営トップとしての豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの企業価値の向上およびコーポレートガバナンス強化のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

新

しん
しば
芝ひろ
宏ゆき
之

1958年3月2日生

- 所有する当社株式数 39,700株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月	当社入社	2011年 4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
2001年 6月	取締役就任	2014年 4月	取締役社長就任 現在に至る
2003年 10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任		
2004年 6月	当社 常務取締役就任		
2006年 6月	専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、2001年より当社取締役として企画部門を担い、2014年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

3

た
田

なか
中

みつる
充

1958年8月20日生

- 所有する当社株式数 21,100株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役
岡三オンライン証券株式会社 取締役会長

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2016年4月	岡三証券株式会社 金融法人部門・法人営業部門・ 引受部門管掌兼法人業務部担当
2001年6月	取締役就任	2016年6月	当社 取締役退任
2003年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	2018年4月	専務執行役員就任 戦略部門担当（グループCSO） 岡三証券株式会社 企画部門担当
2014年4月	同社 専務取締役就任 営業本部長 当社 執行役員就任	2018年6月	当社 取締役就任 現在に至る
2014年6月	取締役就任		

取締役候補者とする理由

田中充氏は、2001年より当社取締役として各地区担当を歴任した後に、岡三証券(株)営業本部長、金融法人部門・法人営業部門・引受部門管掌に就任し、高い経営手腕を発揮、2018年より当社戦略部門担当（グループCSO）をつとめております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

しん どう ひろ ゆき
新 堂 弘 幸

1958年2月11日生

- 所有する当社株式数 39,300株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役社長

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2011年6月	取締役就任（現任）
2003年6月	取締役就任	2014年4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
2003年10月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
2006年6月	当社 取締役就任		
2007年6月	常務取締役就任 人事企画部担当		

取締役候補者とする理由

新堂弘幸氏は、2003年より当社取締役として営業本部・人事部門の担当および岡三証券(株)営業本部長を歴任し、2014年より岡三証券(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

5

むら い ひろ ゆき
村 井 博 幸

1957年9月25日生

- 所有する当社株式数 31,500株
 - 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役
- 新任

略歴、当社における地位および担当

1980年4月	当社入社	2018年4月	岡三証券株式会社 トレーディング部門・商品部門・投資 情報部門・グローバル戦略室・友好証 券部管掌兼商品業務部・商品運用部 担当
2004年4月	岡三証券株式会社 取締役就任	2018年6月	当社 取締役退任 現在に至る
2010年6月	同社 常務取締役就任		
2014年4月	同社 常務取締役 企画部門・友好証券部担当 当社執行役員就任（現任） 企画部門担当		
2014年6月	取締役就任		

取締役候補者とする理由

村井博幸氏は、2004年より岡三証券(株)取締役として営業本部、投資情報部門および監査部門の担当、さらには当社取締役として企画部門の担当を歴任し手腕を発揮、現在は岡三証券(株)トレーディング部門・商品部門・投資情報部門管掌を務めております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。
 監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	
1	なつ め のぶ ゆき 夏 目 信 幸	取締役（監査等委員）	
2	ひ ご せい し 比 護 正 史	社外取締役（監査等委員）	社外取締役候補者
3	こう の ひろ かつ 河 野 宏 和	社外取締役（監査等委員）	社外取締役候補者
4	なが い みき と 永 井 幹 人		社外取締役候補者



候補者
番号

1

なつ め のぶ ゆき
夏 目 信 幸

1955年3月18日生

■ 所有する当社株式数 11,900株

■ 重要な兼職の状況 ー

略歴および地位

1977年4月	当社入社	2013年6月	同社 取締役金融法人部門担当
2008年4月	岡三証券株式会社 取締役就任	2014年6月	当社 常勤監査役就任
2009年6月	同社 取締役 事業法人第一部・ 事業法人第二部担当	2015年6月	取締役（監査等委員）就任 現在に至る
2011年10月	同社 取締役事業法人部・ 企業金融部担当		

取締役候補者とする理由

夏目信幸氏は、長らく当社および岡三証券(株)において証券業務に携わり、2008年には岡三証券(株)取締役として会社経営に参画したほか、当社へは2014年より常勤監査役として、2015年からは監査等委員である取締役として、取締役会および監査等委員会において経営の重要事項に関して積極的に提言をいただいております。証券業務に精通し、かつ豊富な経験・実績に基づく高い見識を有していることから、経営における監査機能向上のために適切な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、夏目信幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

2

比護正史

1950年12月8日生

■ 所有する当社株式数 一株

■ 重要な兼職の状況 一

■ 社外取締役候補者

略歴および地位

1973年4月	大蔵省入省	2013年4月	白鷗大学大学院法務研究科教授
1978年7月	室蘭税務署長	2013年9月	一般社団法人第二地方銀行協会 参与
1989年6月	銀行局企画官	2014年6月	当社 社外監査役就任
1996年7月	理財局国有財産総括課長	2015年6月	当社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）
1997年7月	北海道財務局長	2016年1月	ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年10月	預金保険機構金融再生部長	2016年3月	アイベット損害保険株式会社 社外取締役（現任）
2001年7月	財務省官房審議官	2017年4月	白鷗大学法学部教授（現任） 現在に至る
2002年7月	環境事業団理事		
2004年4月	日本環境安全事業株式会社取締役		
2005年1月	弁護士登録（現職）		
2007年6月	株式会社損害保険ジャパン顧問		
2012年7月	ニッセイ・リース株式会社顧問		

社外取締役候補者とする理由

比護正史氏は、北海道財務局長、財務省官房審議官等を歴任されたのち、現在は白鷗大学法学部教授およびブレークモア法律事務所弁護士（パートナー）としてつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、現在同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、比護正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。



候補者
番号

3

河野宏和

1957年4月22日生

■ 所有する当社株式数

一株

■ 重要な兼職の状況

スタンレー電気株式会社 社外取締役
横浜ゴム株式会社 社外取締役

社外取締役候補者

略歴および地位

1987年4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	2015年6月	当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任） スタンレー電気株式会社 社外取締役（現任）
1991年4月	同大学助教授		
1998年4月	同大学教授（現任）		
2009年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長（現任） 慶應義塾大学ビジネス・ スクール校長（現任）	2017年5月	公益社団法人 日本経営工学会監事（現任）
2012年1月	アジア太平洋ビジネススクール協会 会長	2018年3月	横浜ゴム株式会社 社外取締役（現任） 現在に至る
2014年6月	当社 社外監査役就任		

社外取締役候補者とする理由

河野宏和氏は、慶應義塾大学教授、同大学大学院経営管理研究科委員長および同大学ビジネス・スクール校長をつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営管理に関する専門の見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、現在同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河野宏和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

4

なが い みき と
永 井 幹 人

1955年10月28日生

■ 所有する当社株式数 一株

■ 重要な兼職の状況 一

新任 社外取締役候補者

略歴および地位

1978年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2011年 4月	同行 取締役副頭取
2003年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長	2013年 4月	同行 理事
2004年 6月	同行 営業第九部長	2013年 5月	新日鉄興和不動産株式会社 副社長執行役員
2005年 4月	同行 執行役員営業第九部長	2013年 6月	同社 取締役副社長
2007年 4月	同行 常務取締役コーポレートバン キングユニット統括役員	2014年 6月	同社 取締役社長
2009年 4月	同行 常務執行役員コーポレートバン キングユニット統括役員	2019年 4月	日鉄興和不動産株式会社 取締役相談役（現任） 現在に至る

社外取締役候補者とする理由

永井幹人氏は、(株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行）におきましては本店営業第二部長、営業第九部長を歴任され、執行役員に就任、その後2011年より取締役副頭取として経営に携わられました。また、2014年より新日鉄興和不動産(株)（現 日鉄興和不動産(株)）の取締役社長をつとめられるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、同氏を(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、永井幹人氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することとし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額といたします。
 3. 永井幹人氏は、2019年6月20日付で日鉄興和不動産(株)相談役に就任予定であります。

第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年4月27日開催の当社取締役会により、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）の導入を決議し、同年6月28日開催の当社第69期定時株主総会において当社株主の皆さまのご承認をいただき、2010年6月29日開催の当社第72期定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第75期定時株主総会および2016年6月29日開催の当社第78期定時株主総会においてそれぞれ更新（以下、2016年更新後の対応方針を「現対応方針」といいます。）しておりますが、現対応方針の有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、現対応方針の内容を一部改定した上で継続いたしたい（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）と存じます。本対応方針は、当社の資本政策の根本に関する重要事項であり、当社株主の皆さまのご意思を反映させることが適切であると判断いたしましたので、そのご承認をお願いするものであります。

1. 基本的な考え方

当社は1923年（大正12年）の創業以来、資産運用に係る高度な専門的サービスを提供する金融グループとして、情報提供力の強化やサービス体制の拡充に取り組み、企業価値の向上に努めてまいりました。2017年4月に策定した中期経営計画においては、「お客さま大事」の経営哲学のもと、投資アドバイスのプロフェッショナル集団として企業価値を高め、いかなる環境下においても安定的な成長を実現できるよう経営体質を強化することを目標としております。

当社取締役会は、今後もグループ一丸となって経営計画の推進に取り組み、お客さまの資産運用のパートナーとしての存在感を高め、ひいては当社の企業価値の向上を実現することが当社株主の皆さま、お客さま、取引先その他当社の事業に関わる方すべての利益につながると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付

行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、当該大規模買付行為以外の提案（以下「代替案」といいます。）の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（注4）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。なお、現時点において、当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというもので、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、当社取締役会が定める書式に基づき、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を日本語で示していただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を大規模買付者から提供していただくため、上記（1）の意向表明書を受領した後5営業日（初日不算入）以内に、当初提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付します。提供していただく情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容により異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。提供される情報は日本語によるものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。以下「大規模買付者等」といいます。）に関する概要
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、財務計画、配当政策、資産活用計画等
- ⑤ 大規模買付者等に対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の名称、住所等の概要

当社取締役会は、本対応方針の適切かつ迅速な運営を図るため、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を買収者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買収者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記（3））を行うものとし、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供していただいた情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 情報の検討および意見表明

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとし、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、当社取締役会が後記の株主意思確認株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものといたしますが、その場合、株主の皆さまに対し、延長した理由および延長する日数を開示いたします。）。

なお、当社取締役会は経営陣の恣意的な判断を排除するため、社外取締役または社外有識者3名からなる独立委員会を設置します。当社の独立委員会委員の氏名、略歴等は、後掲の「(別紙)独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報について、その都度独立委員会に提供することとし、独立委員会の評価・検討に資するよう努めます。

当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を取る場合は、当社取締役会は対抗措置

の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、独立委員会は当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。独立委員会の判断が、当社株主共同の利益の確保および当社の企業価値の向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従い、対抗措置を発動しないものとしたします。

また、独立委員会は、上記（2）で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に勧告を行うとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。独立委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された情報が十分であるとの勧告を行ったときは、当社取締役会は大規模買付者に対してそれ以上の追加情報を求めないものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時に当社株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。当社取締役会は、独立委員会の検討期間が開始した事実、独立委員会の勧告の概要およびその判断の理由等についても、適時に当社株主の皆さまに情報開示を行います。

なお、当社取締役会が株主の皆さまの意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会の招集が適切であるとの独立委員会の勧告を得た上で、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他大規模買付行為に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします（かかる株主総会を以下「株主意思確認株主総会」といいます。）。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、株主意思確認株主総会を招集すべきか否かについて当社取締役会に対し勧告を行うことができ、この場合には当社取締役会は独立委員会の勧告に従います。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付

行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が以下の①から⑤のいずれかに該当し、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために、対抗措置として新株予約権を発行することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがあります。

当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は原則として独立委員会の勧告に従うものとし、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、対抗措置を発動しないものとし、いたします。

以下の①から⑤のいずれかに該当する場合には、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合として、当該大規模買付行為に対して対抗措置を取ることができるとします。当該大規模買付行為が以下の①から⑤のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。独立委員会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑤のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告いたします。ただし、当社取締役会は、株主共同の利益のために対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、株主総会の招集が適切であるとの独立委員会の勧告を得た上で、対抗措置の発動等に関する議案を上程するために株主意思確認株主総会を招集することができ、株主意思確認株主総会において対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合は、当社は対抗措置を発動するものとし、いたします。

① 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社および当社関

係者に引き取らせる、いわゆる「グリーンメーラー」目的で行われる買付

- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者等に委譲させる、いわゆる「焦土化経営」目的で行われる買付
 - ③ 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産を含みます。）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的の買付、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的の買付
 - ⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う買収手法）など株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として、新株予約権を発行することがあります。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。よって、本対応方針は、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者を誘導しようとするものでもあります。

4. 具体的対抗措置としての新株予約権の概要

(1) 割当対象株主および発行条件

本対応方針における新株予約権の発行に関する決議を行う時に当社取締役会が定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(2) 目的とする株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(3) 発行総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(4) 発行価額

無償とします。

(5) 行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額は、1円とします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(6) 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使することができません。

(7) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(8) 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間以上2ヵ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において当社取締役会が定めるものとします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

(9) その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。ただし、大規模買付者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、その対価として金銭等の経済的な利益の交付も行わないこととします。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主

共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を勘案した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が当社株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本対応方針の是非につき、当社株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として現対応方針の内容を一部改定し、本対応方針として継続することを決議いたしました。

加えて、本対応方針の有効期限は2022年の当社定時株主総会終結の時と設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、当社株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、現対応方針同様、社外取締役または社外有識者等から構成する独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合においては、独立委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された情報が十分であるとの勧告を行ったときは、当社取締役会は大規模買付者に対してそれ以上の追加情報を求めないものとします。また、独立委員会が、独立委員会規程に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するかなど等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要および判断の理由等については適時に当社株主の皆さまに情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行わ

れる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得していること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策、いわゆる「デッドハンド型」の買収防衛策ではありません。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に賛同するか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆さまに代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗

措置として新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後で、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落ち日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがありますが、この場合、大規模買付ルールに違反した大規模買付者の保有する株式の1株あたりの価値の希薄化が生じることを見越して売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、新株予約権の行使により株式を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。かかる手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換（社債、株式等の振替に関する法律第140条に定める振替の申請をいいます。以下同じ。）未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権の割り当てを受けるため、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

7. 大規模買付ルールの発効日および有効期限

本対応方針は、本総会の決議をもって効力を生じることとし、2022年に開催される当社定時株主総会終結の時まで有効であるものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。また、本総会において、本議案につき、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するとともに、本対応方針は効力を生じず、本対応方針への継続は行われません。

また、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、当社株主全体の利益の観点から本対応方針を随時見直し、場合によっては、当社取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更することがあります。本議案が出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の廃止または変更は、当社取締役会において決せられることとなります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）その内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

注4：大量保有者とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいいます。

以 上

(別紙)

独立委員会の委員の略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

比 護 正 史

1950年12月8日生

略歴および地位

1973年 4月	大蔵省入省	2013年 4月	白鷗大学大学院法務研究科教授
1978年 7月	室蘭税務署長	2013年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会参与
1989年 6月	銀行局企画官	2014年 6月	当社 社外監査役就任
1996年 7月	理財局国有財産総括課長	2015年 6月	当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
1997年 7月	北海道財務局長	2016年 1月	ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士 (現任)
1998年10月	預金保険機構金融再生部長	2016年 3月	アイペット損害保険株式会社 社外取締役 (現任)
2001年 7月	財務省官房審議官	2017年 4月	白鷗大学法学部教授 (現任)
2002年 7月	環境事業団理事	(重要な兼職の状況)	
2004年 4月	日本環境安全事業株式会社取締役	—	
2005年 1月	弁護士登録 (現職)		
2007年 6月	株式会社損害保険ジャパン顧問		
2012年 7月	ニッセイ・リース株式会社顧問		

所有する当社株式数 **0株**

(注) 比護正史氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。
当社と比護正史氏との間には、特別の利害関係はありません。

河野 宏 和

1957年4月22日生

略歴および地位

1987年 4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	2015年 6月	当社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） スタンレー電気株式会社 社外取締役（現任）
1991年 4月	同大学助教授		
1998年 4月	同大学教授（現任）		
2009年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長（現任） 慶應義塾大学ビジネス・ スクール校長（現任）	2017年 5月	公益社団法人日本経営工学会監事 （現任）
2012年 1月	アジア太平洋ビジネススクール 協会会長	2018年 3月	横浜ゴム株式会社 社外取締役（現任）
2014年 6月	当社 社外監査役就任		

（重要な兼職の状況）

スタンレー電気株式会社 社外取締役
横浜ゴム株式会社 社外取締役

所有する当社株式数 0株

（注）河野宏和氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。
当社と河野宏和氏との間には、特別の利害関係はありません。

船橋 晴 雄

1946年9月19日生

略歴および地位

1969年 7月	大蔵省入省	2007年12月	株式会社パソナグループ 社外監査役
1995年 3月	東京税関長		
1997年 7月	国税庁次長	2009年 6月	第一生命保険（現 第一生命ホール ディングス）株式会社社外取締役
1998年 6月	証券取引等監視委員会事務局長		
2001年 7月	国土交通省国土交通審議官	2011年12月	EPSホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
2003年 2月	シリウス・インスティテュート 株式会社代表取締役（現任）	2015年 6月	日立キャピタル株式会社 社外取締役
2005年 3月	ケネディクス株式会社 社外監査役	2017年 6月	第一生命保険株式会社 社外取締役（現任）
2006年 6月	鴻池運輸株式会社 社外監査役（現任）		

（重要な兼職の状況）

所有する当社株式数 0株

（注）当社と船橋晴雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

メモ欄

Area with horizontal dashed lines for notes.

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 2019年6月26日（水曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 2019年6月26日（水曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月26日（水曜日）午後5時10分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、景気拡大基調を維持したものの、年度後半にかけては減速の動きがみられました。労働市場では改善が続きましたが、世界経済の減速懸念や相次ぐ自然災害が消費者マインドの重しとなり、個人消費は鈍い動きに終始し、消費者物価の上昇率も前年同月比1%前後での推移が続きました。また、米中貿易摩擦や中国経済減速の影響は、わが国の輸出や生産活動にも影響を及ぼしました。他方、訪日外国人の増加によるホテル建設需要等で全国基準地価が27年ぶりに上昇するなど、明るい動きもみられました。

国内の景気指標が斑模様となり、力強さに欠ける状況が続いたことから、日本銀行は金融緩和姿勢を維持しました。日本銀行が7月の金融政策決定会合で10年国債利回りの変動幅拡大を容認したことから、10年国債利回りは一時0.155%まで上昇する場面もありましたが、年度末にかけては再びマイナス圏へと沈み、年度を通しては概ね日本銀行が操作目標とするゼロ%近辺での横ばい推移となりました。

このような環境のなか、日経平均株価は、年度当初は22,000~23,000円を中心としたレンジ相場が続きましたが、夏場以降は良好な米国経済を背景にドル円相場が1ドル=114円台まで円安ドル高が進行したことや、自民党総裁選を控えた政策期待などを受けて、10月初旬には24,448円と約27年ぶりの高値を付けました。しかし秋口以降、米中貿易摩擦の長期化などによる世界景気の減速懸念が意識されるなかで米連邦準備制度理事会（FRB）が利上げ継続姿勢を示したことが発端となり、米国市場が先導する形で主要国の株式市場は大きく下落し、日経平均株価も年末には一時19,000円を割り込む場面までありました。また、こうした株式市場の波乱を受けて、為替市場でもリスク回避の動きが強まり、年始の取引では一時1ドル=104円台、1ユーロ=118円台をつけるなど急激な円高進行に見舞われました。その後は年度末にかけて、3月末の交渉期限を控え混迷を深める英国のEU離脱問題への懸念がくすぶる反面、米国の利上げ停止観測や米中貿易交渉の進展期待などを受けて、主要国の株式市場は徐々に落ち着きを取り戻し、値を戻す展開となりました。日経平均株価も早々に2万円台を回復し、21,205円81銭まで上昇して年度末の取引を終えました。また為替市場でも、過度な円高水準を修正する動きとなり、年度末は1ドル=110円台後半、1ユーロ=124円台半ばで取引を終えました。

こうした事業環境において、中核子会社の岡三証券株式会社では、店舗の移転リニューアルなど営業機能の強化による地域密着型の営業活動を展開したほか、ウェブサイトでの投資セミナーの動画配信を開始するなど市況に即した投資情報の迅速な提供に努めました。一方、インターネット取引専門の岡三オンライン証券株式会社においては、AI技術を用いたご案内サービスや、取引データを基にしたお客さまごとのおすすめ銘柄情報の配信を開始するなど、お客さま向けサービスの向上を通じた営業基盤の拡大に努めました。また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、運用パフォーマンス向上のため、経済環境分析や企業調査等に注力したほか、投資先企業の企業価値向上に資するため投資先との対話（エンゲージメント）や議決権行使に取り組む一

方、業界初となる bonds connect を利用した「中国人民元ソブリンオープン」を設定するなど、お客さまの資産形成に資する商品の強化を図るとともに、機関投資家向けに私募投資信託、投資一任契約の提案を行い、運用資産の拡大に努めました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は678億75百万円（前年度比82.9%）、純営業収益は668億4百万円（同82.7%）となりました。販売費・一般管理費は649億63百万円（同94.1%）となり、経常利益は29億1百万円（同22.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億53百万円（同14.6%）となりました。

① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は429億95百万円（前年度比81.5%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は18億49百万株（前年度比80.1%）、売買代金は3兆512億円（同95.0%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は139億4百万円（同70.4%）となりました。また、債券委託手数料は2百万円（同80.7%）、その他の委託手数料は4億8百万円（同100.3%）となり、委託手数料の合計は143億14百万円（同71.0%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

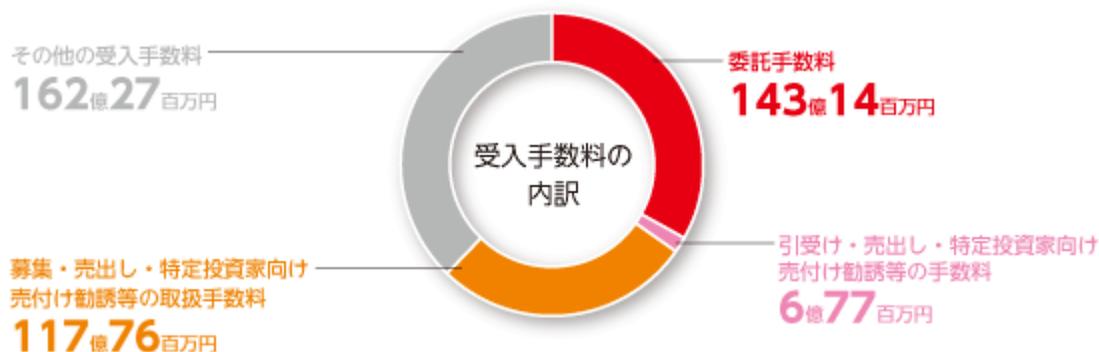
当年度における株式の引受けは、主幹事案件や大型の新規上場案件が手数料の増加に寄与しました。一方、債券の引受けは、事業債や地方債の主幹事を務めたほか、個人投資家向けの事業債などの引受けを積極的に行なったことにより、引受金額は増加しましたが手数料は減少しました。

これらの結果、株式の手数料は5億68百万円（前年度比110.9%）、債券の手数料は1億9百万円（同93.3%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は6億77百万円（同107.7%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度における公募投資信託の販売は、年度後半にかけて市場に不透明感が広がるなか、配当や金利等のインカムを意識したファンドや、相対的に成長期待が強い中小型株式ファンドなど、不安定な相場への耐性がある商品の販売が増加しました。しかし全体では市況の影響は避けられず、販売額は前年度比で減少となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は117億76百万円（前年度比80.3%）となりました。また、その他の受入手数料については、主に投資信託の信託報酬等により162億27百万円（同93.7%）となりました。



トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度における外国株式は、秋口以降の不安定な市況環境を受け、国内店頭取引の売買が前年度比で減少した一方、外国債券は社会貢献債の取扱いなどが寄与し、販売額は増加しました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は128億80百万円（前年度比69.5%）、債券等トレーディング損益は94億78百万円（同117.3%）となり、その他のトレーディング損益53百万円の損失（前年度は66百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は223億5百万円（前年度比84.0%）となりました。

金融収支

金融収益は16億96百万円（前年度比97.2%）、金融費用は10億71百万円（同92.2%）となり、差引の金融収支は6億24百万円（同107.1%）となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業及び同付随業務に係るもの以外の営業収益は、8億78百万円（前年度比102.5%）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費や取引関係費等の減少により、649億63百万円（前年度比94.1%）となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は12億34百万円、営業外費用は1億73百万円となりました。また、特別利益は1億42百万円、特別損失は1億38百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、株式委託手数料や株券等トレーディング損益が減少し、当年度における証券ビジネスの営業収益は598億72百万円（前年度比82.0%）、セグメント利益は7億46百万円（同6.2%）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、運用資産の拡大に努めましたが、公募株式投資信託の運用資産平均残高の減少により、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は110億79百万円（前年度比89.5%）、セグメント利益は9億47百万円（同67.8%）となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は123億60百万円（前年度比100.5%）、セグメント利益は9億75百万円（前年度は8億46百万円の損失）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社において店舗の移転、リニューアル等を実施したほか、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

我々を取り巻く環境を大きく見渡すと、技術の覇権争いが注目される米中の新冷戦や、AIの進化による第四次産業革命など、様々な分野で従来の枠組みが大きく変わりつつあると感じています。これまで時代を牽引してきたGAFAdすら、ビジネスモデルが改めて問い直されています。

わが国の個人金融資産に目を転じると、投資への流れは緩やかで、依然として個人金融資産のうち現預金が過半を占めています。日米のシニア層における一世帯当たりの平均保有金融資産額には3倍から4倍の開きがあります。米国では個人金融資産に占める株式や投資信託の割合も高く、資産形成における彼我の差は大きいと言わざるを得ません。しかし、長らく続いたこの構図にも、変化が生まれつつあります。「人生100年時代」が現実化するなかで資産寿命を伸ばす重要性が意識され始め、NISAやiDeCoなど制度面での整備も進みつつあります。リスク資産への投資の拡大、金融資産の増加、投資家の裾野拡大も期待されます。わが国の証券ビジネスの成長ポテンシャルは非常に高く、我々の果たすべき役割は大きいと考えています。こうした成長過程では商品や技術などのイノベーションが加速するでしょう。従来の延長線上には無いビジネスモデルを構築していくことが必要であると思います。

このような状況下、当社では「既存ビジネスの強化」に「新たなビジネスの創造」を加えることにより、付加価値を高めるための取組みを進めております。当年度においては、グループ全体の持続的成長を目的とした様々なプロジェクトを設置し、各施策を推進する体制を整備いたしました。当社の成長には「グループ内連携の強化」と「グループ外連携の拡大」が重要であると考えており、当社グループが有する商品、情報、人材、ITなど様々なリソースを活用することにより、グループシナジーを最大限に発揮することを目指しております。

当社では「投資アドバイスのプロフェッショナル」として、お客さまの資産形成、資産運用、そして資産管理に至る様々なニーズに応え、創業以来培ってきた「お客さま大事」の経営哲学を更に極めてまいりたいと存じます。2023年の創業100周年を越えてお客さまから信頼され、成長を続けられるよう努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分		第78期 (2015.4.1～2016.3.31)	第79期 (2016.4.1～2017.3.31)	第80期 (2017.4.1～2018.3.31)	第81期 (2018.4.1～2019.3.31)
営業収益	(百万円)	82,927	80,640	81,921	67,875
(うち受入手数料)	(百万円)	(57,665)	(47,073)	(52,776)	(42,995)
経常利益	(百万円)	17,396	15,425	12,771	2,901
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,068	10,486	5,852	853
1株当たり当期純利益	(円)	55.94	52.93	29.56	4.30
総資産	(百万円)	515,743	552,844	475,163	425,700
純資産	(百万円)	172,097	178,256	180,048	175,183

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00 [%]	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	2,500	100.00	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	36.24	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	22.28	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 ^{百万円}	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三キャピタルパートナーズ株式会社	100	100.00	ベンチャーキャピタル、 有価証券の運用
OCP 1号投資事業有限責任組合	268	99.50	投資事業有限責任組合
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	33.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	45.11	不動産業 保険代理店業

(注) 1. 2018年9月25日付で、岡三キャピタルパートナーズ株式会社を設立しました。
2. 2018年10月15日付で、OCP 1号投資事業有限責任組合を設立しました。

7. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

34,199百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

91,888百万円

8. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用、投資助言・代理ならびに投資事業組合財産の管理および運用等の事業、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

9. 主要な営業所等 (2019年3月31日現在)

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社 (東京都) 全国本支店62店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所
	岡三オンライン証券株式会社 (東京都)
	岡三にいがた証券株式会社 (新潟県)
	三晃証券株式会社 (東京都)
	三縁証券株式会社 (愛知県)
	岡三国際 (亞洲) 有限公司 (香港)
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都) 岡三キャピタルパートナーズ株式会社 (東京都) OCP 1号投資事業有限責任組合 (東京都)
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社 (東京都) 岡三ビジネスサービス株式会社 (東京都) 岡三興業株式会社 (東京都)

10. 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
3,595人	42人増

11. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	12,452 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	9,518
三井住友信託銀行株式会社	9,000
株式会社三菱UFJ銀行	8,546

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 23,225名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 ^{千株}	4.87 [%]
農林中央金庫	9,700	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.37
大同生命保険株式会社	8,660	4.33
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,514	2.76
有限会社藤精	5,266	2.63
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46

(注) 当社は、自己株式8,342,822株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役ならびに執行役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権 (2015年)	第2回新株予約権 (2016年)
発行決議日	2015年6月26日	2016年6月29日
新株予約権の数	1,294個	2,160個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 129,400株	当社普通株式 216,000株
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	71,600円	38,400円
新株予約権の行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2015年7月14日から 2045年7月13日まで	2016年7月15日から 2046年7月14日まで
新株予約権の主な 行使条件	別記	別記
	第3回新株予約権 (2017年)	第4回新株予約権 (2018年)
発行決議日	2017年6月29日	2018年6月28日
新株予約権の数	1,447個	2,029個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 144,700株	当社普通株式 202,900株
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	61,500円	40,400円
新株予約権の行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	2018年7月14日から 2048年7月13日まで
新株予約権の主な 行使条件	別記	別記

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役、執行役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

① 当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等

	第1回新株予約権 (2015年)	第2回新株予約権 (2016年)
新株予約権の数	210個	412個
保有者数	2名	2名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 21,000株	当社普通株式 41,200株
	第3回新株予約権 (2017年)	第4回新株予約権 (2018年)
新株予約権の数	280個	437個
保有者数	2名	3名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 28,000株	当社普通株式 43,700株

② 当事業年度中に当社子会社である岡三証券株式会社の取締役および執行役員に対して交付した新株予約権等

	第4回新株予約権 (2018年)
新株予約権の数	1,592個
交付者数	26名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 159,200株

3 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤 哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝 宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
田中 充	取締役	戦略部門担当 (グループCSO)	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
新堂 弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
寺山 彰	取締役		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
夏目 信幸	取締役 (監査等委員)		
比護 正史	取締役 (監査等委員)		
河野 宏和	取締役 (監査等委員)		スタンレー電気株式会社 社外取締役 横浜ゴム株式会社 社外取締役
宗岡 恒雄	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 比護正史、河野宏和および宗岡恒雄の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 比護正史、河野宏和および宗岡恒雄の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役 (監査等委員) 比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 宗岡恒雄氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集を可能とすることと、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所轄部署部門等との十分な連携を可能とすべく、夏目信幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2019年4月1日付で、取締役の重要な兼職の状況について次のとおり異動がありました。

氏名	重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
田中 充	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役) 岡三オンライン証券株式会社 取締役会長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員であるものを除く)	6名	194百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (3名)	34百万円 (18百万円)
計	10名	228百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役19百万円）を含んでおります。
なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
4. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
5. 上記人数には、2018年6月に退任した取締役（監査等委員であるもの除く。）3名を含んでおります。

4. 社外役員 of 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	比 護 正 史	当事業年度中に開催した取締役会10回全てに、また、監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	河 野 宏 和	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会10回のうち9回に出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	宗 岡 恒 雄	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会10回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務等について対価を支払っております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜州）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反の疑義のある行為や不正等を発見した場合には、社長に報告するとともに、取締役会等の審議により、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理部担当は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

また、リスク管理部担当は、当社子会社のリスク管理の状況をモニタリングし、定期的を取締役に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的に当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的に行い、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当事業年度は定時を含め10回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役に一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 当社内部監査部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては取締役会にて報告が行われております。
- ③ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、当社内部監査部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、2016年6月29日開催の当社第78期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間

が与えられること。

(ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。

- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外取締役および社外有識者等により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当につきましては、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、内部留保金の使途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

この基本方針に従って、期末配当につきましては1株当たり15円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	352,660	流動負債	226,447
現金・預金	71,227	トレーディング商品	64,668
預託金	69,278	商品有価証券等	64,661
顧客分別金信託	66,450	デリバティブ取引	6
その他の預託金	2,828	信用取引負債	12,778
トレーディング商品	93,614	信用取引借入金	3,161
商品有価証券等	93,598	信用取引貸証券受入金	9,617
デリバティブ取引	16	有価証券担保借入金	91
約定見返勘定	8,346	有価証券貸借取引受入金	91
信用取引資産	32,430	預り金	39,463
信用取引貸付金	26,165	受入保証金	30,078
信用取引借証券担保金	6,264	有価証券等受入未了勘定	21
有価証券担保貸付金	62,640	短期借入金	73,344
借入有価証券担保金	29	未払法人税等	351
現先取引貸付金	62,611	賞与引当金	1,666
立替金	868	その他の流動負債	3,983
短期差入保証金	4,194	固定負債	22,853
有価証券等引渡未了勘定	0	長期借入金	6,610
短期貸付金	162	リース債務	834
前払費用	1,249	再評価に係る繰延税金負債	1,457
未収収益	3,115	繰延税金負債	3,516
有価証券	2,590	役員退職慰労引当金	96
その他の流動資産	2,951	退職給付に係る負債	6,459
貸倒引当金	△ 11	その他の固定負債	3,878
固定資産	73,040	特別法上の準備金	1,216
有形固定資産	18,926	金融商品取引責任準備金	1,216
建物	6,236		
器具備品	1,138	負債合計	250,516
土地	10,640	(純資産の部)	
リース資産	911	株主資本	140,539
建設仮勘定	0	資本金	18,589
無形固定資産	6,396	資本剰余金	16,466
ソフトウェア	5,188	利益剰余金	109,165
その他の資産	1,208	自己株	△ 3,682
投資その他の資産	47,716	その他の包括利益累計額	10,432
投資有価証券	40,241	その他有価証券評価差額金	9,833
長期差入保証金	3,838	土地再評価差額金	401
長期貸付金	11	為替換算調整勘定	88
退職給付に係る資産	1,371	退職給付に係る調整累計額	109
繰延税金資産	1,324	新株予約権	310
その他の資産	2,452	非支配株主持分	23,901
貸倒引当金	△ 1,522	純資産合計	175,183
資産合計	425,700	負債・純資産合計	425,700

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,589	16,420	113,224	△ 3,754	144,480
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,911		△ 4,911
親会社株主に帰属する当期純利益			853		853
自 己 株 式 の 取 得				△ 6	△ 6
自 己 株 式 の 処 分		46	△ 0	78	124
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	46	△ 4,058	72	△ 3,940
当 期 末 残 高	18,589	16,466	109,165	△ 3,682	140,539

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	11,627	401	△ 70	274	12,232	235	23,100	180,048
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 4,911
親会社株主に帰属する当期純利益								853
自 己 株 式 の 取 得								△ 6
自 己 株 式 の 処 分								124
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 1,794	-	159	△ 165	△ 1,800	74	800	△ 924
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,794	-	159	△ 165	△ 1,800	74	800	△ 4,865
当 期 末 残 高	9,833	401	88	109	10,432	310	23,901	175,183

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,261	流 動 負 債	6,334
現金及び預金	6,590	短期借入金	5,700
短期貸付金	7,050	未払金	271
未収入金	2,151	未払費用	217
その他の流動資産	469	未払法人税等	34
固 定 資 産	75,627	賞与引当金	10
有形固定資産	3,667	その他の流動負債	100
建物	1,614	固 定 負 債	9,918
器具備品	19	長期借入金	5,900
土地	2,033	受入保証金	1,367
無形固定資産	8	繰延税金負債	2,293
借地権	5	資産除去債務	43
ソフトウェア	2	その他の固定負債	314
その他	0	負 債 合 計	16,252
投資その他の資産	71,951	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	20,154	株 主 資 本	69,342
関係会社株式	50,058	資 本 金	18,589
その他の関係会社	223	資 本 剰 余 金	12,902
有価証券		資 本 準 備 金	12,766
長期差入保証金	1,295	その他資本剰余金	135
その他	372	利 益 剰 余 金	40,938
貸倒引当金	△ 153	利 益 準 備 金	3,224
		その他利益剰余金	37,714
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	7,714
		自 己 株 式	△ 3,088
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,982
		その他有価証券評価差額金	5,982
		新 株 予 約 権	310
		純 資 産 合 計	75,635
資 産 合 計	91,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,888

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			10,583
商	標	使	用	料	1,036	
不	動	賃	貸	入	1,350	
そ	の	の	売	高	56	
金	融	融	収	益	8,140	
営	業	費	用	費		3,451
販	売	・	一	般	3,321	
取	引	関	件	管	934	
人	動	産	関	係	505	
不	動	産	関	係	1,213	
事	価	務	償	却	211	
減	税	の	公	課	143	
租	融	の	費	用	188	
そ	融	の	費	用	124	
金	融	の	費	用	130	
営	業	利	益			7,131
営	業	外	収	益		553
受	取	配	当	金	533	
そ	業	の	費	他	20	
営	業	外	費	用		50
経	常	利	益			7,635
特	別	損	失			3,190
関	係	会	社	株	式	評
関	係	会	社	支	援	価
ゴ	ル	フ	会	員	権	評
						価
					2,576	
					613	
					0	
税	引	前	当	期	純	利
法	人	税	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	事
法	人	税	等	合	計	業
当	期	純	利	益		税
					△	24
						14
						△
						10
						4,455

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	18,589	12,766	133	12,900	3,224	30,000	8,255	41,480
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 4,996	△ 4,996
当 期 純 利 益							4,455	4,455
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			2	2				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	2	2	-	-	△ 541	△ 541
当 期 末 残 高	18,589	12,766	135	12,902	3,224	30,000	7,714	40,938

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△ 3,086	69,883	7,621	235	77,740
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 4,996			△ 4,996
当 期 純 利 益		4,455			4,455
自 己 株 式 の 取 得	△ 6	△ 6			△ 6
自 己 株 式 の 処 分	4	6			6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 1,639	74	△ 1,564
事業年度中の変動額合計	△ 1	△ 540	△ 1,639	74	△ 2,105
当 期 末 残 高	△ 3,088	69,342	5,982	310	75,635

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉 昭夫 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡 裕子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉 昭夫 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡 裕子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- i) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資する事を監査の基本方針として監査計画を定め、①上場会社における不祥事予防のプリンシプルに沿った監査・監督、②顧客本位の業務運営の徹底についての検証、③グループ会社監査の充実、④業務及び財務報告に係わる内部統制システムの整備・運用状況の監督を重点監査項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ii) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- iii) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- iv) 内部監査については、内部監査部門より監査計画の説明を受け、実施した監査について必要に応じて説明を受けました。更に、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、常勤監査等委員、会計監査人、内部監査部門メンバーが出席する会合を開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- iv) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 夏 目 信 幸 ㊟

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

社外監査等委員 河 野 宏 和 ㊟

社外監査等委員 宗 岡 恒 雄 ㊟

以 上

第81期定時株主総会会場ご案内図

会場 日本橋三井ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階

※日本橋三井ホールは、4階ホールエントランスよりご来館ください。

※昨年と会場が変更されております。

交通のご案内

東京メトロ ●銀座線・●半蔵門線

「三越前」駅 直結

A6出口横 COREDO室町1

JR線

「新日本橋」駅 地下道直結

地下道を東京メトロ[三越前駅]方面へ移動

「三越前」駅からのアクセスはこちらをご確認ください。



株式会社 岡三証券グループ

〒103-8268 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

電話：03-3272-2222 (代表)

<http://www.okasan.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。